

瀬戸市労務職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市規則第 1 1 号

瀬戸市労務職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市労務職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和 3 9 年瀬戸市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第 2（第 3 条関係） 初任給基準表		別表第 2（第 3 条関係） 初任給基準表	
学歴免許	初任給	学歴免許	初任給
高校卒	1 級 1 号給	高校卒	1 級 1 7 号給
		中学卒	1 級 9 号給

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。